

特別区民税・都民税(普通徴収)、 軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、 介護保険料のお支払いが便利に 5月6日(木)から「PayPay」での支払いが可能に

5月6日(木)から新たに「PayPay」請求書払いを導入します。

「納付方法」

スマートフォンアプリ「PayPay」から「PayPay 請求書払い」を選択し、納付書にあるバーコードを読み込んで残高からお支払いください。

「ご利用の注意点」

○納付書にバーコードがあり、1枚あたり30万円以下が対象です。

○窓口で「PayPay」のお支払いはできません。

○通信費は自己負担です。

口座振替でのお支払い

口座振替は、お支払いに出向く必要もなく、お支払いの期日を気にすることもありません。また、1度の申込で次回以降も継続されます。

「口座振替依頼書での申込」

	特別区民税(普通徴収)・軽自動車税(種別割)	国民健康保険料	介護保険料
□座振替※1			
コンビニエンスストア			
金融機関、郵便局			
区役所各課窓口			
豊洲特別出張所・各出張所窓口	○	○	○
モバイルレジ			
LINE Pay請求書支払い※2			
PayPay請求書払い※2			
金融機関のページ対応ATM※3			
インターネットバンキング※4	○	○	×
クレジットカード※5			

※1:軽自動車税(種別割)は不可。
※2:LINE Pay、PayPayの窓口利用は不可。
※3:コンビニ内のATMは不可。国民健康保険料はペイジーマークのある納付書。
※4:国民健康保険料はペイジーマークのある納付書。
※5:ヤフー公金支払いサイト経由。別途決済手数料がかかります。窓口利用は不可。



男女共同参画KOTOプラン2021 (第7次江東区男女共同参画行動計画)策定

パブリックコメントの結果公表

区では、男女共同参画社会を実現するため、第7次男女共同参画行動計画を策定しました。

策定にあたりパブリックコメント(意見募集)を行い、34人の方から40件のご意見が寄せられました。計画の全文は、区ホームページ、男女共同参画推進センター、こうとう情報ステーション(区役所2階)、人権推進課(区役所4階)および各図書館で閲覧できます。パブリックコメントの結果の詳細は、区ホームページをご覧ください。

計画の概要

本計画は、「江東区長期計画」の分野別計画で、国の「男女共同参画社会基本法」および「江

ご自身に合わせた納付方法を

そのほかにも上表のとおり、さまざまな納付方法があります。

「特別区民税・都民税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)」

納税課収納推進係

☎(3647)2063

FAX(3647)8646

「国民健康保険料」

医療保険課保険料係

☎(3647)3169

FAX(3647)8443

「介護保険料」

介護保険課資格保険料係

☎(3647)9493

FAX(3647)9466

東区男女共同参画条例」に基づく計画です。

令和3年度から12年度(具体的な行動計画は令和3年度から7年度までの5年間)を計画期間とし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力対策基本計画」を取り込んだ計画として策定しています。

基本理念と目標

「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」を基本理念としその実現に向け、次の5つの目標を定めています。

- ①男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します
- ③様々な活動・分野での男女共同参画を推進します
- ④人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します
- ⑤行動計画を積極的に推進します

課題と施策

前記5つの目標の下に、10の課題を設定し、それを解決するための25の施策を実施します。

課題1 男女共同参画の意識づくり

課題2 男女平等教育の推進

課題3 多様性の尊重と、生涯を通じた心とからだの健康支援

課題4 個人や家庭に向けた支援

課題5 働く場における男女共同参画の推進

課題6 地域における男女共同参画の推進

課題7 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

課題8 DVの防止と被害者の支援

課題9 性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援

課題10 推進体制の充実

パブリックコメントに寄せられた主な意見と区の方針(抜粋)

○生後から1歳頃までのパパが集まれる集いはありますか。

「区の考え方」男女共同参画推進センターでは、父親とお子さんが一緒に参加する講座を実施し、ワークショップと実技を組み合わせ、今後も継続してまいります。また、子ども家庭支援センターや児童館では、父親向けプログラムを開催し、男性の子育て参加への意識づくりに貢献できるプログラムを検討してまいります。

○パートナーシップ制度を導入してほしい。

「区の考え方」LGBT等に関しては、差別解消のため、まず意識啓発事業を充実させ、パートナー証明証発行などの個別具体的な支援策については、社会状

況、国や他自治体の動向を注視しながら、検討してまいります。○相談窓口の周知と合わせて、DVには精神的・経済的な被害もあることなど、正しい認識を広めてほしい。

「区の考え方」DVは、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害行為と認識し、その根絶に取り組んでいます。区民一人

子育て応援！児童福祉週間

5月5日(水・祝)～11日(火)

あたたかい ことばがつなぐ こころのわ

5月5日「こどもの日」から始まる「児童福祉週間」は、子どもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に定められています。

区では基本構想で掲げる「未来を担う子どもを育むまち」を目指してさまざまな取り組みを行っています。

現代社会の子育て

核家族化が進み、地域のつながりが希薄になりつつある現代社会において、子どもを育てることは、時に困難を伴うことがあります。さらに今般のコロナ禍において、人々の移動やふれあい制限されることも多く、子育て世代をとりまく環境は厳しくなっています。

子どもと一緒に遊べる場所

区内6か所に「子ども家庭支援センター」および、18か所の「児童館」があります。両施設とも、0歳から親子で遊ぶことができ、乳幼児とその保護者を

ひとりがどういう行為がDVに当たるのか理解し、被害がなくなるよう、広報紙やホームページ、講座やイベントを通じた普及活動に取り組んでおります。

男女共同参画推進センター
☎(3647)1163
FAX(5683)0340

「児童館」は、0歳から18歳まで利用することができ、保育園・幼稚園・小学生・中学生・高校生世代になっても遊びに来ることが出来る地域の子育て基地です。また、子ども家庭支援センターは令和4年度に亀戸地区と住吉地区にも開設予定です。ぜひお近くの子ども家庭支援センターと児童館をご利用ください。各館の催し物等の情報は区ホームページをご覧ください。

子ども家庭支援課子ども家庭係
☎(3647)9230
FAX(3647)9196

